

第25回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成24年11月12日（月）午後2時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事

(1) 新任委員等挨拶

(2) 前回の議事概要についての意見交換

別紙第2のとおり

(3) 前回出された意見の検討状況の説明

別紙第2のとおり

(4) 今回のテーマ（「裁判所へのアクセスについて－関係機関との連携の在り方－」）に関する意見交換

別紙第3のとおり

【要旨】

裁判所へのアクセスに関する裁判所と関係機関との連携の現状について、事務担当者から説明がされた後、各委員から以下の事項について提案や意見が出された。

◆関係機関等（消費生活センター，弁護士，弁護士会）の現状について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ

◆消費生活センターと裁判所との連携について・・・・・・・・・・13ページ

◆裁判所へのアクセスの実情把握について・・・・・・・・・・15ページ

◆弁護士，弁護士会と裁判所との連携について・・・・・・・・・・19ページ

◆手続案内リーフレット等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 ページ

(5) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第4のとおり

(6) 次回期日

平成25年3月5日(火)午後2時

(別紙第1)

出席者

| | | | | |
|----|---|---|----|---|
| 委員 | 一 | 坪 | 雅 | 代 |
| 同 | 伊 | 東 | 俊 | 明 |
| 同 | 小 | 川 | 隆 | 正 |
| 同 | 下 | 野 | 恭 | 裕 |
| 同 | 鈴 | 木 | 克 | 道 |
| 同 | 富 | 田 | 隆一 | 郎 |
| 同 | 中 | 田 | 行 | 一 |
| 同 | 中 | 野 | | 惇 |
| 同 | 平 | 松 | 敏 | 男 |
| 同 | 増 | 井 | 哲 | 哉 |
| 同 | 水 | 上 | | 敏 |
| 同 | 宮 | 本 | 英 | 子 |
| 同 | 山 | 下 | 裕 | 之 |

(五十音順)

(別紙第2)

《前回の議事概要についての意見交換》

【委員長】

お手元に前回の議事概要が事前に送られていると思います。前回、議事概要の形式等について意見を頂きまして、事務局で分かりやすい形式に作成され、かなり見やすくなっているかと思います。形式や内容について、特に御意見等はございませんでしょうか。

[一同了承]

《前回出された意見の検討状況の説明》

【委員長】

次に、前回出されました意見の検討状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務担当者】

前回、改善意見を出していただきましたので、それに対する検討状況を御報告いたします。

まず、岡山地家裁のウェブサイトについて、記載を見直したものが3か所ございます。

1点目は、裁判所の執務時間の記載が必要ではないかとの御指摘を受けて、岡山の裁判所のサイトの最初のコンテンツメニューである「岡山地方裁判所・岡山家庭裁判所について」というコーナーの「お知らせ」の箇所に、「裁判所の執務時間は平日午前8時30分から午後5時までです。電話でのお問い合わせは、この時間帯にお願いします」との記載を追加しました。

2点目は、裁判傍聴の方法や手順の説明について、もう少しウェブサイト上で工夫できないかとの御指摘を受けて、「見学・傍聴案内」というコーナーの「裁判傍聴」の箇所に少し詳しい説明を追加しました。その内容としては、①

事前の申込みは必要ないこと、②裁判は平日のおおむね午前10時頃から12時頃までの間と午後1時10分頃から4時頃までの間に行われることが多いこと、③具体的な事件や時間の確認方法としては三つあり、一つ目に各法廷の入り口付近に開廷表を掲示していること、二つ目に庁舎玄関ホールの受付に当日の全ての法廷の開廷表をまとめて備え置いていること、三つ目に裁判所に電話で問い合わせさせていただく方法があることとその問い合わせ先を記載しました。現時点では、このように文章だけでの記載ですが、今後、例えば開廷表の写真や、玄関ホールに開廷表を備え置いている写真などを掲載して、より分かりやすく御案内することも検討中です。

3点目は、「見学・傍聴案内」の中に「岡山地方裁判所の見学について」というコーナーがあり、その中に「裁判所見学を希望される方へ」の次に括弧書きで「10名以上とさせていただきます」とある記載について、10名未満だと絶対にだめなのかとの御質問を受けて、実際にはこれまでも柔軟に対応していたことから、「10名以上とさせていただきますが、10名未満の場合には御相談ください」と記載を補足させていただきました。

以上の3点が、現時点で改善したところです。

次に、最高裁が管理している部分についての御意見が三つありました。一つ目が、「戻る」ボタンで戻る以外に、一旦全国のサイトに行った後に岡山のサイトに戻ることができないかという点。二つ目が、「見学・傍聴案内」のメニューについて、茶色の全国版のタイトル名と岡山の黄色のタイトル名が同じタイトル名だと分かりにくいのではないかという点。三つ目が、PDFファイルの書式しかないものについては、ワードなどの書式にして、そのまま入力して使えるようにした方が使い勝手が良いのではないかという点です。この3点につきましては、岡山だけでは改善ができませんので、地方裁判所委員会でこのような意見が出されたことを最高裁に報告して、検討をお願いしております。

これまで御説明したものの以外で、例えば裁判期日情報の掲載についてや、岡

山地裁のサイト中の書式でPDFしかないものについては、なお検討や作業を行っている段階でございます。その結果については、今後の地裁委員会で報告させていただきます。

それから、1階玄関の守衛の対応が余りよろしくないのではないかという御指摘を頂きました。これを受けて、接遇の向上について指導するとともに、態勢につきましても、従前は正面玄関に二人座っていましたが、これを一人にして、もう一人は庁舎内の各フロアを巡回するようにしました。マスコットキャラクターの絵と「お気軽に声をおかけください」という記載をした札を首から下げて、裁判所の腕章を腕に巻いて、裁判所の職員であることが分かるような形で、守衛が庁舎内を巡回して、来庁者の方が声を掛けやすいような態勢をとるという取組を前回の地裁委員会以降に始めました。

【委員長】

今の報告につきまして、何か御意見等がございますでしょうか。

[特に意見等なし]

(別紙第3)

《今回のテーマに関する意見交換》

【委員長】

それでは、本日のテーマであります「裁判所へのアクセスについて－関係機関との連携の在り方－」に入らせていただきます。

まず、現状の説明を事務担当者からよろしく願いいたします。

<現状の説明>

【事務担当者】

事務担当者が、裁判所へのアクセスに関する裁判所と関係機関との連携の現状について、別添の資料に基づいて説明した。

<意見交換>

◆関係機関等（消費生活センター、弁護士、弁護士会）の現状について

【委員長】

それでは、意見交換に入らせていただきますが、その前に、先ほどの御説明の中で連携機関として挙がっておりました消費生活センターと弁護士会、弁護士のそれぞれの現状について、少し御説明をお願いします。

【A委員】

本日、参考資料として、消費者トラブルの主な解決方法というペーパーを用意いたしました。これに沿いまして、連携の現状について御説明させていただきます。

皆様方御承知のとおり、様々な消費者トラブルが発生しておりますが、消費者の方からの事業者に対する苦情相談に応じるというのが消費生活センターの役割です。それに対応するということで、センターでは、まず消費者の方が自分自身の力でトラブルを解決していただけるように、解決方法等のアドバイスをいたしまして、自主交渉による問題解決を支援するというのが基本的な対応です。それが「助言」ということですが、当事者間で解決が困難な場合、セン

ターが間に入ってトラブルの解決をお手伝いする「あっせん」という手続もやっております。

それから、センターで処理できない事案等について、最も適切な関係機関を紹介するのが「他機関紹介」ということで、例えば、食中毒関係であれば保健所を紹介するとか、明らかな詐欺事件であれば警察を紹介するといった具合です。

次に、「情報提供」ですが、非常に高度な専門知識が必要な相談につきましましては、いたずらにセンターで抱えて長引かせるよりは、最も適切な相談機関を紹介した方が早いということで、例えば、生命保険や損害保険についての非常に複雑な内容の事案については、生命保険協会や損害保険協会といった機関を紹介する、あるいは不動産取引関係であれば不動産適正取引推進機構といったところを紹介するような事例もあります。

最後に、「弁護士会との連携」ということで、最近是非常に複雑困難な消費者トラブルが増えておりまして、法律専門家の知見に基づく解決方法の検討が必要な事案につきましましては、あらかじめセンターの相談員が弁護士からアドバイスを受けまして、消費者の方に対処方法を助言する、状況によっては直接相談者が同席して相談を受けるというケースもあります。

消費者被害が集団発生した事案への対応として、例えば、先般、通信販売の商品によって健康被害が多発した事例につきましましては、岡山弁護士会がいち早く動かれて、センターが受けた相談者の方を含め、弁護士会が弁護団を結成されましたが、こうした動きを情報提供という形で相談者にお知らせするなどの連携をとらせていただきました。

それから、最近、高齢者を中心に詐欺的な投資勧誘による高額の被害が多発しております。そういった相手がいわゆる犯罪を生業とする集団とか、確信犯的な悪質事業者である場合については、センターでの「助言」、「あっせん」による解決が非常に困難です。しかし、個別の弁護士を公的機関が紹介す

るのは非常に難しい面がありますので、岡山弁護士会にセンターからお願いをいたしましたところ、県内の各消費生活センターからの要請を受けて、担当弁護士を弁護士会で選任をして推薦をしてくださるという仕組みが今年度からスタートいたしました。それによりまして、法的対応を希望する消費者の方を迅速に弁護士に橋渡しする、そして最終的には訴訟によって決着を図っていくという形での連携が具体化したところです。

ちなみに、上半期で15件ほど要請をしまして、うち9件が弁護士による受任という形で処理が進んでいるという状況です。

それから、センターで受けた相談で、「他の紛争解決の手段」ということで資料に書いておりますが、先ほど事務担当者が説明されました裁判所における手続、訴訟とか少額訴訟とか支払督促とか民事調停、こういった手続を紹介するという形での処理もしております。具体的には、昨年度のデータを拾ってみますと、一番多かったのが、賃貸住宅の退去時のトラブル、敷金返還とか修繕費の請求等に伴うトラブルで、センターが受けた相談のうち37件について、裁判所における少額訴訟、あるいは民事調停という解決方法もありますよというように手続を紹介しております。

他に、例えば、結婚相手の紹介サービスのトラブル、ネットオークションとかネット通販のトラブル、住宅リフォーム関係のトラブルにおいても、裁判所の手続を紹介した事例があり、トータルで76件紹介したというデータが残っております。

逆に、例えば、ネットオークション、ネット通販、インターネットの出会い系サイト、アダルト情報サイト等の事業者側から、支払わなければ裁判にするという不当・架空請求の通知が送られてきたという事例が平成23年度に14件ありました。ある意味、裁判所の手続が悪質事業者によって悪用されているといったケースではないかと思えます。

また、裁判所から本物の支払督促等の通知が到達したということで、セン

ターが相談を受けて、助言をしたケースも8件ありました。

以上、簡単ですが、センターが受けた相談等を中心に、裁判所との連携の一端を説明させていただきました。

【B委員】

弁護士、弁護士会の現状について、簡単に説明させていただきます。

資料1ページ目に紛争類型の例がたくさんありますが、その次の相談機関の例にたくさん弁護士が入っております。このように、あらゆる紛争について弁護士が関与するということになります。弁護士の職務としては非常に幅広いですが、個人で対応できないような場合は、弁護士会として対応しております。先ほどの通信販売の商品とか高齢者の問題についても、個人で対応できないようなケースがありますので、そのような場合は任意の弁護士が弁護士会の中で専門的なチームを作りまして、対応しているという例が多いです。

岡山弁護士会独自のもありますし、ほとんどの場合は日弁連を中心に、全国の弁護士会とのタイアップをすることで、情報が非常に入りやすいという状況です。ですから、全国のどこかが問題提起すると、全国的にその情報が入りまして、ミスがないように対応していけるというのが非常に便利なのではないかと思えます。そういう対応をして、裁判にしたり、調停にしたりということをやっています。

お金を貸したとか、あるいは過払金については、ほとんどの弁護士が今はやっています。直接業者に交渉する場合がありますが、最近は過払金訴訟につきましてもは裁判でやる方が解決が早く、裁判をして判決をとる、あるいは判決をとる段階になると折れてくれて、支払ってくれるというケースが多いので、そのようにしている例が多いのではないかと思います。裁判をすれば、裁判所も、こうしたらどうですかと業者に言ってくれますので、非常に早い解決となります。

資料に、訴訟、調停、支払督促とありますが、弁護士がやるのは調停とか訴

訟が多いのではないかと思います。支払督促については個人でやられる方も多いですが、相手方から異議が出たときは訴訟になりますので、その段階で弁護士が関与することもあります。特に、複雑で内容が分かりにくい事案につきましては、弁護士が関与して、主張を整理してやっていると思います。

交通事故の損害賠償も非常に多いですが、弁護士が入って示談をして解決する例が大分あります。最近では、弁護士特約といって、弁護士費用を保険会社がみるという約款がありまして、それを利用した訴訟が非常に多いわけです。これは簡易裁判所の事案がほとんどですが、それで訴訟が非常に増えています。物損事故が多いですが、弁護士が非常に訴額が小さい事件についても関与するケースが増えています。

以前は過払金訴訟とか消費者問題が多かったのですが、最近では法廷に行ってみると、むしろ交通事故がほとんどという形になりつつあるように思われます。そういう意味では、裁判所との関連が非常に深くなっています。

消費者問題につきましては、先ほどA委員が説明されたとおりでして、弁護士会としての対応もしています。

労働関係につきましては、労働審判が非常に多くなっています。これは弁護士でないと、なかなかやりにくいわけです。大体3回で終わらせてしまいますので、弁護士が関与してやることになります。これは非常に簡単に済まそうという制度ではありますが、中身は非常に深いものがありまして、ちょっと個人ではなかなかやりにくいのかなという感じがしています。やってみますと、弁護士が申立書や答弁書を作らないと、なかなか処理もできないと思います。この数年で非常に増えまして、岡山地裁でも増えて、簡単に処理できるという、特に労働者にとっては非常にいい制度ですので、非常に盛んになるかと思えます。これも専門的な弁護士が多いので、利用されるといいのではないかと思います。ただ、労働審判にはいろいろ使用者側から問題が出たりしていますので、裁判所との協議をどういうふうにやっていくか、これが重要ではないかと思わ

れます。この辺で連携をして、いい方向に持っていく必要があるかと思えます。

DVにつきましては、警察段階で一応裁判所の保護命令を受けてはどうか、申し立てしたらどうですかと勧めることがあり、裁判所と警察が連携されているだろうと思います。男女共同参画センターもそうですね。結果的には私は非常にいい制度ではないかと思えます。連携も非常に模範的な例かなという感じがしました。私が受任している事案でも、弁護士が関与する前に既に警察に被害を届け出て、すぐに保護命令の申立てをしている例があります。簡単な書式があって本人でやられているので、非常にいい制度で、被害者にとってもいいんじゃないかと思っています。この辺をもっと推し進めていけば、非常に有効だろうと思います。

多重債務、破産等につきましては、これも定型的なパターンができれば非常に利用しやすいし、いいようになっているのではないかと思えます。

【C委員】

いろんところで弁護士が関与するということですが、最近、先ほどA委員が言われましたように、急ぎの事件とか、とても一人では対応できないということを弁護士会で、会として、あるいは委員会としていろいろやっています。先ほども出ましたが、民暴事案などは、一人では四六時中対応することは難しいので、できるだけ迅速に動いて対応できるようにということで、チームを組んでやっています。

消費者や高齢者の関連があつて速やかに動く必要がある場合には、例えば、弁護団を立ち上げるということもやっています。

交通事故も最近は増えているんですが、例えば、弁護士が相談を受けて、一人ではとてもできないというときには、身近にいてすぐに動いてくれそうな弁護士とチームを組んだり、弁護団に入っているような人たちに事件をお願いするということがよくやっております。

弁護士は今は何でもやっているということですが、私自身で言いますと、一番よくやっているのは、話を聞いて、例えば、法テラスへ相談を持ちかけるということで、そこでヒントを出してもらったら、こういうことができますよという助言をすることがあります。それよりももっと、お金は払えない、とにかく払えないけどこうしたいというときに、よく紹介させてもらっているのは、裁判所の窓口です。調停でこういうこともできますとか、簡単な事件だったら少額訴訟でできますとか、申立書もひな形があり、書き方を教えてくださいよということで、相談で聞いた話をもとにして、こういった書類を持って行ったらどうですかという資料の話をして、地裁、家裁、簡裁の窓口を紹介するということもあります。

裁判所が作っているリーフレットを事務所で何枚ももらってきていますので、そういうときにお渡しして、ここに行きなさいということもやっています。

【委員長】

それでは、意見交換に入らせていただきます。御自由に、質問も含めて、御意見をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

◆消費生活センターと裁判所との連携について

【D委員】

法テラスについて、最近の広報誌を見ておりますと、法テラス広島事務所が、国土交通省中国地方整備局の建政部計画・建設産業課で、業務説明や講演会をされています。中国地方整備局は、宅地建物取引業者やマンション管理業者等の指導監督や苦情相談対応等を行っているようです。そこでも民事上の法的問題で消費生活センターを紹介したり、法テラスを紹介したりするほかに、少額訴訟や民事調停を案内することがあるようですが、その中で、少額訴訟や民事調停にどの程度の時間や手間がかかるのかを承知した上で答えないといけないという話が出ており、それはごもっともだろうと思っています。

裁判所には手続が幾つかありますが、手続によって、行く裁判所が簡易裁判

所であったり地方裁判所であったり家庭裁判所であったりと、どの裁判所に行くのかということや相談機関ならば当然御存じでなければいけない、これはお分かりのことだろうと思います。それと、どういった事件がどの手続に向いているのかということもまた承知していただいていることが望ましいでしょうし、さらには先ほどありましたような時間とか手間がどれくらいかかるのかについて、実態を知っておいていただけるとなおります。相談に行き、「裁判をしようかと思っているんですが。」と言ったときに、「裁判なんかしたって手間と時間がかかるだけだからやめておきなさい。」というような説明をされると非常に困ります。正しく実態を認識していただいて、相談に応じていただく上での必要な情報が提供できているのかなという点に関心があるところです。先ほどのA委員のお話ですと、裁判所の手続を紹介されたのは76件あるということで、消費生活センターはかなりの件数があるんですが、そういったところから見て、こういう情報が不足しているとか、もっとこういう点についての情報が欲しいというような御意見はございますでしょうか。

【A委員】

裁判所の手続についての情報ということですが、実は消費生活センターは、裁判所と直接の交流というものは従来やっていませんでした。県内各市町村全てで消費生活相談窓口を持っていますが、その担当者が集まった研修会の場で、平成22年度に、岡山民事調停協会という調停委員の団体から調停委員3名に来ていただきまして、民事調停の仕組みと手続について、詳しい御説明をいただいたところです。それによりまして、県内の消費生活相談窓口担当者も調停制度についての理解を深めました。平成23年度も民事調停協会の主催で、岡山簡易裁判所の裁判官と主任書記官もメンバーに加わっていただいて、調停手続の特徴とか進め方や、どういった事案が適しているかという紹介をしていただきました。そのときに参加したのは、県消費生活センターの相談員14名と職員3名で、そういった交流に基づいて、裁判所の手続についての理

解を深めて、適した事案をきちんと紹介できるようにという取組を進めています。残念ながら、その後のフォローアップとして、裁判所の民事調停や少額訴訟等について御紹介して、実際にその方が裁判所に行かれたのか、あるいは手続を実際にされたのかどうかのフォローアップまではできていません。紹介した結果が実際に実ったのかどうかは、相談者御自身、消費者御自身から、実際に手続をとりましたという連絡を頂ければ把握できるのですが、なかなかその後の追跡までできていないというのが実態です。

【B委員】

今、A委員が言われた件で、以前にも調停委員でしたか、裁判官でしたか、調停委員と消費生活センターとの交流会をやっているんだと、調停委員も消費生活センターへ行って説明を受けて、どういう実態になっているのかを学び、それを調停に反映するということを言われていましたが、今お聞きしましたフォローアップがどうなっているのかなというのは私らも関心があります。この辺が裁判所で分かれば、せっかくそういういい制度だと思ったのですが、調停委員が消費者の問題を理解して調停に臨んでいただいて、ただ、そのときの裁判官とか調停委員がただ単にやったというだけではやはり進歩もないので、裁判所で把握されて、説明していただいたらどうかなと思います。一度やって終わりなのか、その後もそういうことはどんどんやられて、生かしているのならいいことじゃないかと、お聞きして思いました。

◆裁判所へのアクセスの実情把握について

【A委員】

裁判所に県民の皆さんから問い合わせがあったり、手続について相談に来られたときに、どこから紹介を受けられましたか、というような質問は特にはやられたようなことはないですか。例えば、どこの機関で紹介されましたか、消費生活センターで聞きましたとかいうようなものを特に把握されたようなことはないですか。

【事務担当者】

各担当者が確認することはあると思いますが、統一的に確認するというシステムのものは特にございません。

【A委員】

先ほど、C委員からも裁判所の窓口を結構紹介していますよというお話があったのですが、ある一定の期間、例えば、どこで裁判所の手続をお知りになりましたか、ということをお聴いてみて実情を一度把握してみるのもおもしろいかなという気はします。実際に手続をどこで利用者の方が知られてアプローチしてくるのかを、ずっとするのは大変でしょうが、一定の期間やってみるのもおもしろいかなという気がしました。

【委員長】

よくお店でやっているアンケート、どこで情報をお知りになりましたかということなんですが、実際に他の裁判所でやっているところはありますか。

【事務担当者】

やっているところもあるようには聞いております。

【委員長】

具体的に、どのような形でやっているのか、窓口で訴状を提出された方に、相談機関を経た上で提出されているのですかと聞くのか、それとも単に窓口でちょっと相談してきた方にも、どこで相談を経ているのかというところを聞いていますかということをお聞きになるのか、いろいろあると思うんですが。

【事務担当者】

いろいろあると思いますが、相談に来られた方に対して、最初の段階で聞いて把握するというところをやっている裁判所があるということは聞いております。一般の方がいきなり訴状を出すということは余りありません。通常は、いろいろと手続の説明を聞いた上で、一度持ち帰って訴状を作って、再度来て出されるという場合も多いと思いますが、最初の方に、担当者もどこからどの程度

の予備知識を得られて来られているのかを確認するという趣旨でやっている裁判所もあるということは聞いております。

【委員長】

具体的な情報は今はないということですか。それをやっている裁判所で、例えば、消費生活センターを経由した相談が何件あってといった情報は直ちには出てこないし、公開している裁判所もないということですか。

【事務担当者】

そこは承知しておりませんが、公開しているということではなく、その庁で活用されているということではないかなと思います。

【委員長】

今、お話に出ました、いわゆるアンケートを裁判所で実施するとの御提案、御意見ですが、他の委員の方から何か意見、質問等がございますか。委員になられて早速で申し訳ないんですが、E委員、何か率直な感想、意見等はございますか。

【E委員】

そのことについて何が問題であるのかちょっとよく分からないんですが、そういう意見があれば、確かに利用者の意向等もあるでしょうし、何か妨げるような要因があるのかどうかちょっとわかりませんが、やればいいのではないのでしょうか。

【委員長】

裁判所で、何かアンケートを実施することについて支障等がございますか。

【D委員】

相談に来た方に、その際に、どこでここを紹介されて来ましたかということを知ることがそんなに困難なことではないと思います。相談に来た方が、その後、どういうルートをとって、さらに調停を申し立てられるかというところに直ちにつながりませんので、当初の相談だけを把握しても、どの程度の意味

があるのかなという疑問はありますが。

【A委員】

今回のテーマ、いわゆる裁判所へのアクセスについてということで、こういったテーマを取り上げる問題意識の根底には、裁判所へのアクセスというものは十分に確保されているのかどうかという問題意識があるのではないかと思います。要するに、一般の方々が裁判所の手続を十分に理解しているのかどうか、裁判手続自体がいわゆる開かれた使いやすい裁判所になっているのかどうか、果たして皆さんが使いやすい手続として認知度が高まっているのか、アクセスが容易にできているのか、そのアクセスの一つの助けとして、消費生活センターから紹介はしているんですが、それが結果的にきちんと適切な紹介になっているのか。逆に言えば、センターには相談員が何名かおりますが、センターから御紹介いただいた案件は裁判所の手続にそぐわない紹介が結構多いんですよというようなお話を逆に聞かせていただければ、センターももっと紹介の仕方を変えるとか、そういう相互のやりとりがあれば、もっと望ましい姿になっていくのかなという問題意識もございます。

それから、仮にそういった形でアンケートをとられて、ここからはもっとあるはずなのに全然ないとか、あるいはマスコミで知りましたとか、あるいは市町村の広報紙でそういった手続があるのを知りましたというふうな情報がとれれば、そういったところにもっと重点的に広報等をやっていけば、もっと裁判所へのアクセス、司法へのアクセスが容易になるのかなという気がしたものですから、ちょっと思いつきみたいで申し訳なかったのですが、そういう意味での提案でございます。

【委員長】

アクセスを拡充する方向では、実益があるかどうかは別としまして、窓口にご相談に来られた方にちょっと聞いてみるぐらいのことで情報を拾って、一定期間集積していくという試みは、実質的に仕事が増えるということの煩雑さがあ

ると思いますが、方法としてはいい方法かなと、委員長の立場ではあります
が、一応方法としては妥当な方法だと認識しております。

他の委員の方、その点に限らず、本日のテーマ、裁判所へのアクセス一般に
ついて、何か御意見等がございますか。

◆弁護士、弁護士会と裁判所との連携について

【F委員】

先ほどC委員から、弁護士が相談を受けて、裁判所を紹介するケースがよく
あるということもお聞きしたんですが、逆に裁判所に先に相談に行った場合に、
この手続は個人でやるのは大変難しいので、弁護士に相談しなさいといったア
ドバイスというか、御紹介というのはあるんでしょうか。

【事務担当者】

これは実際にたくさんございます。本来、裁判所としては、御自分でできま
すよというような、少額訴訟や民事調停といった手続もたくさん用意はしてい
るのですが、御自分でされるのになじまない事案もあります。少額訴訟でいう
と、1回で終わることを目指すということもありますので、どうしてもきちん
と訴状ができていないと1回では終われないということになります。だから
といって裁判所の職員が手とり足とり教示するということはやり過ぎというこ
とになってしまいますので、その辺を考えながら、この事案はちょっと難しい
ので、どういう書類を用意したら自分の主張が認められるのかといったことも
専門家の意見を聞いてみた方がよろしいんじゃないでしょうか、まずは弁護士
に一度相談に行かれてはどうでしょうかという御案内をすることは多くござい
ます。

それをしないで、とりあえず出されたら受け付けるということで割り切るこ
とも可能ではありますが、利用者にとって結果的にいいようにならないという
ことも当然ありますので、そこはいろいろ考えながら、法テラスを紹介する場
合もありますし、弁護士への相談を勧める場合もあるというのが現状でござい

ます。

【F 委員】

今回、資料として配布されているリーフレットを事前に見たのですが、これを見ると、余り弁護士が手続に出てこなくて、個人の方が原告になる、被告になるという手続のケースが多く見られました。一般の方がこのリーフレットを見て、弁護士はどこでどういった手続をしてくれるのかなというのがちょっと分かりにくいんじゃないかなと感じましたが、いかがでしょうか。

【事務担当者】

これらのリーフレットは、一般の方が御自分でやりたいという場合には、これを見ながら参考にしてやることもできますし、裁判所で紛争の種類ごとに申立書の書式を用意していますということで、簡易裁判所の比較的金額が少ないような紛争を念頭に置いて、できるだけ個人の方御本人でもやろうと思えばできると、少し頑張っただけであればできるというための説明資料ということになるかと思えます。それを弁護士に相談してやってもらうのであれば、それはもちろんその方がいい結果になるかもしれませんが、弁護士をお願いするかどうかも含めて一般市民の方の選択ですよという説明をする際のツールですので、全てこれは弁護士に委任していただいてももちろん結構です。どういう場合に弁護士をお願いした方が良くて、どういう場合は弁護士をお願いしなくてもできるかという線引きは、なかなか難しいと思えます。

【A 委員】

F 委員の御質問の続きなんですが、そういった形で弁護士に相談された方がいいと思えますよという形で対応された案件について、どの弁護士に相談したらいいんですか、弁護士なんか私は全然知らないですよと言われた場合には、どういう形で弁護士会、あるいは弁護士へのアプローチを仲介されているのかなと思えますので、ちょっとその点をお聞かせいただいたらと思えます。

【事務担当者】

この点は、個々の弁護士を御紹介するということはできませんので、弁護士会が行われている無料や有料の法律相談とか、法テラスでも法律相談をしておりますので、そういった弁護士会や団体を御紹介するというのが基本です。

【D委員】

消費者のいわゆる破産事件ですと、法テラスができてからは民事法律扶助業務、費用の立替とかをやってくれている関係で、まず法テラスへ行ったらどうかという形で、法テラスを案内することが増えているのかなという感想は持っていますが、その点はどうですか。

【G委員】

資料の一番下のところに多重債務、破産というのがありますが、お金がなくて債務が払えないということで、本当に苦しくて来られる人が多く、破産管財人（弁護士）を付ける事案になると費用が相当かかりますので、それも出すお金がないという方がよくおられます。そういう方について、どうしたらいいかというようなことを聞かれることがありますので、先ほどの弁護士会に相談をされるとかという話をすることがあります。

それから、生活保護を受けている方の破産に関しましては、ほとんど法テラスで立て替えるというようなことがあります。中にはそういうことを知らない方もおられるので、それは法テラスに行って教えてもらってくださいというようなことを言うこともあります。

◆**手続案内リーフレット等について**

【C委員】

我々は、法曹ということで違和感はないんですが、裁判所のリーフレットをざっと読まれて、分かりやすいかどうかについて、他の委員の方の御意見をお伺いしたいと思うのですが。

【H委員】

一応読ませていただきましたが、分かる部分と分からない部分がありました。

今までに聞いていることもありますし、やはり裁判所へ尋ねに行くということ
を一般の方は知らないと思います。一般市民から言いますと、多分、1番目に
思うのが弁護士だと思うんです。法テラスのことも、一般の方は知らない
人が多いのではないかなという気がしています。

【I 委員】

アクセスという点においてですが、まずこの資料を拝見した限りでは、私は
非常に分かりやすくまとめていると思っています。アクセス、つまり相談しや
すい環境というのでしょうか、これを実現していく上では、裁判所は、普段の
何も問題なく生活している人から見れば、余り用事のないところではあるの
ですが、何か問題があったときに相談する先であるとか、あるいは手続がこう
ですというのは、このカラーの印刷物を見ても分かります。しかし、例えば、投
資関係の問題とかDVとか、労使関係の使用される側、従業員側から見て、例
えばこういうことを相談に行って、問題が明るみになったということで、使用
者側の例えば報復人事があるのではないかとか、アメリカではそういうことを
保護するプログラムがあるというのは見たことがあるのですが、何かそういっ
たものが日本でも確立されているのかなと、相談していただいてもあなたに不
利益はありませんよというような安心感みたいなものが伝わることで、もっと
相談しやすくなる環境ができるのではないかなという感想を持ちます。

【委員長】

労働審判について、相談したこと自体が不利益になってしまうのではないかと
いう不安が生じるといった辺りの手当というのは、裁判所から何かございま
すか。

【D 委員】

申立てというか、相談に来られたこと自体は、秘密ですので外部には漏れま
せんので、そのことで不利益が生ずるということはないはずです。それから、
申し立てたことによって、それを理由にして不利益な扱いをするというのは本

来あってはいけない話で、それを防止する特別なプログラムが裁判所にあるというわけではないと思います。

【G 委員】

今、D 委員が言われたのですが、まず相談に来られた場合は、相談内容はおよそ外部に漏れるようなことはありませんので、心配していただく必要はないと断言してもいいと思います。

申立てをしたこと自体で何らかの不利益があるかという話ですが、これは労働審判に限って言えば、申立てがありますと、どうしても相手方として使用者側を呼び出して審理をするということになりますので、申立書はどうしても相手方に渡します。渡さないと審理できませんので、相手方に渡るのは仕方ありませんが、そのこと自体で何か特別に不利益な扱いをしたというようなことが、裁判所に分からなければちょっと難しいんですが、そういうことが分かった、あるいは何かそういうことが感じられるというようなことがあると、個別の裁判官の判断になるかと思いますが、何らかの示唆といいますか、何か申し上げることはあるかもしれません、というぐらいしかちょっと言えないのですが。

【委員長】

アクセスを拡充するということでは、やはり裁判所を利用しても不利益にならないという安心感が重要になってくると思いますので、安心感をどうやって高めていくのかということなのだろうと思います。秘密ですということは当然なのかもしれませんが、やはり相談する一般市民から見れば、少し不安なところがあると思いますので、不必要になるかもしれませんが、重ねて安心感を出すような形での何か広報等が必要かなという感じがしました。

法曹の立場からではないということで、J 委員から何か御意見、御感想等がございますか。

【J 委員】

本当に庶民的な質問なのですが、交通事故で車を当てられて、その相手方が全然お金を払ってくれなくて、裁判所に電話して、どうしたらいいかと聞いたら、印紙を張ってこうしろああしろと言われて出したのですが、相手の方が全然出てきてくれなくて、どうしようかなと思って、修理代が十四、五万はかかったのですが、弁護士を頼んでもそのくらいは取られると思うから、もうやめておこうとって泣き寝入りしたことがあるんです。

実際問題、庶民としては、本当は相手から取りたいと思っても、いろんなことを計算して、泣き寝入りすることがあるのです。だから、どの程度費用がかかるのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

【委員長】

費用について、裁判所から、案内とか広報とかを何かされているのでしょうか。

【D委員】

手続に応じて、それぞれどの程度の費用がかかるかということは、御相談された段階でお答えしていると思います。

【J委員】

印紙代と何か、二、三万ぐらいだったと思います。それでも、相手が出てこないことにはどうにもなりませんと裁判所で言われたのです。それもそうかなと思いつつながら、それでどうしたらいいのかと思ったのですが、人に迷惑をかけたのではないからとって諦めたのですが、どの程度だったら諦めたらいいのかなというのをちょっと教えておいてほしいなと思ったのです。

【D委員】

調停の場合は、基本的に話し合いでの解決を目指すものですので、今おっしゃったように、相手が出てこなければ手続は進みません。調停はそういった場合は向かないということになります。そうすると、相手が来なくてもいい、訴訟や支払督促といった手続を、その場合は考えていただくということになります。

ので、相手に応じてどういう手続がいいのかという選択だろうとは思いますが。

【J委員】

そうした場合に、弁護士を頼まなくても、個人で裁判していいのですか。

【D委員】

弁護士のところに相談に行かれても、自分で裁判所に行きなさいと言われることもあるということですので、御自分ですることも可能ですし、それに応じてリーフレットなども用意しているということで、配慮はしています。

【C委員】

弁護士のところに、今のような形で相談に来られますよね。当然、やり方として、調停だったらこうですよ、相手が来なかったら何もできませんよ、来なくても審理してもらえるのは訴訟、いわゆる裁判ですよ、それをやりますかということをお話しします。その中で、費用は一体幾らかかるんですかということで、費用を説明します。相手によっては、法テラスへ行ったらどうですか、そこで立替の制度がありますよと、そういう制度を説明して、法テラスへ行っても結局はお金がかかるので行きたくないという場合に、泣き寝入りするのか、それでもきちっとそこだけはやりたいのかという話をします。それで、どうしてもやりたいと言うと、そこから後は、自分でやってみますか、こういう形でできますよ、裁判所へ行って相談してごらんという話をします。それで、裁判所からあれこれ資料を集めてくださいとか言われて、また困ったら、そのことを前提にして相談に行ったらどうか、それを3回ぐらい行っておけば、ある程度の形はできますよという説明をします。そういう相談と裁判所の受付での相談、この二つをセットにして頑張ってみますかという、そういう扱いはよくあります。そのときに、当然費用のお話をします。

【F委員】

今の費用の話ですが、やはり一般の者からすると、裁判はどのくらい費用がかかるのだろうかということが一番関心があるところなんです、今のリーフ

レットについての感想ということで言わせていただければ、このリーフレットを見る限り、訴訟をしたら幾らお金がかかるかとか、調停の場合は幾らかかるかというのがちょっと読み取れないと思うのです。そういった説明がまた別にあるのかもしれませんが、このリーフレットについて何かということであれば、概算の費用というのが、出しにくいかもしれませんが、ある程度どのくらいの費用がかかるのかということが明示されていれば、一般の人も読んで分かるのではないかなと、私は感想として思いました。

【委員長】

費用につきましては、何かあるのでしょうか。

【事務担当者】

費用の関係で、裁判所の手続だけの費用で言いますと、基本的には申立てをするための申立手数料というものが必要で、収入印紙で納めるものです。それ以外に、相手方や申立人に郵便で書類をお送りする場合の切手代が必要です。大体その二つです。弁護士さんに頼まれば弁護士の費用が別にあると思いますが、弁護士さんに頼まないで自分でやるという場合には、基本的には申立手数料と郵便切手、この二本立てになります。

申立手数料は、請求金額によって率が変わってくるんですが、具体的な金額が分かっているならば、早見表などもありまして、対応する印紙の金額はすぐに出せます。それをリーフレット等に載せるというのは、かなり大きな表になりますので、一般的に全ての金額に対応する表をお示しするのはなかなか難しい面があります。裁判所で用意している訴状のサンプルには、説明書きがあって、これには申立費用の早見表があり、また、ウェブサイトに載せている部分もあります。先ほどの十四、五万の交通事故の請求の場合、収入印紙の申立手数料としては、訴訟では2000円、調停ですと半額ですので1000円になります。

郵送の費用につきましては、訴訟の場合は、先ほども出ましたけれども、も

し欠席したとしても判決を出すことができるという厳格な手続ですので、郵便局員が本人か同居者の方に手渡しをする特別送達という手続で、1回当たり最低1040円かかることから、多くの裁判所では、5000円から1万円ぐらいの間で御説明をしています。

請求金額や手続によって費用の概算額が変わりますが、相談者の方が、この金額を請求して、この手続を選択したいとおっしゃっていただければ、大体お答えができるということになります。

【K委員】

リーフレットは分かりやすいと言えば分かりやすいのですが、ちょっと突っ込んだところになると分かりにくいかなというのは思いました。

今、ウェブサイトなどでよくあるのが、Q&Aみたいなもので、何とかについてこうこうしたいんだけど、何かありませんかと言うと、いろんな答えが来てというのがよくありますが、基本的に利用者の声みたいなものをリーフレットの中には反映がなかなか難しいと思うので、ウェブサイトなどでそういうのがあれば分かりやすいのかなと思いました。

例えば、私どもの会社で出している出産あるいは育児向けの雑誌があって、それを最初に作ったときの売りの一つは、利用者の妊婦さんとか子育て中のママさんの情報が集まる仕組みを作って、「今、こんなことで悩んでいるけど、こう解決しました。」という、先輩の声がいっぱい載っているのが、結構人気を得ました。つまり、さっきの交通事故の話じゃないですけども、私はこうこうこうで、こういう相談をしたら、こんなことを言われたけど、例えば、大した手間もかからずこうなりましたという話があったり、あるいは逆に、こんなことで行ったけど、時間とお金が大変かかって二度としたくありませんとか、例えばそういうのがあると、この制度がイメージしやすいのですが、そういうのがないまま説明だけ聞いていると、何かよく分からない。経験した者にとっては、多少こうではないかなという話とかを載せてはどうでしょうか。すぐに

それを反映してくださいというのは非常に難しいとは思いますが。今はウェブ社会というか、ネットで何でもできるし、若者は映画を観に行くのでも、CDを買うのでも、評価を見てからする。それがいいことかどうかは別として、まずそこで情報を集めてから物を買うということで、具体例をいろいろな人から、一般から集めようとする傾向も強まっていくと思うので、裁判所から先んじて何かいい形で発信をされるような形というのが、一つの方法としてあるのかなと思います。もちろん全ての年代の人に通用するとは思いませんが、今後を考えるには、検討されているとも思いますが、そういうことをちょっと思いました。

【委員長】

裁判所を利用した経験を書き込むサイトのような、なかなか裁判所としては難しいかもしれませんが、方向としてはそちらもかなり有益な情報提供サイトというか、掲示板のような形になるかと思えます。

【E委員】

本日は、テーマが関係機関との連携の在り方ということで、先ほどどなたかがおっしゃいましたように、送っていただいたリーフレットにはいわゆる関係機関という記載がないものですから、ちょっとそのテーマと外れるかなと思いつつ、これを拝見した感想だけということで申し上げますと、必要にして十分な情報は全て入っていて、大変分かりやすいというのが率直な印象でした。

ただ、リーフレットをホームページから印刷しようとしたのですが、そこにやっぱりなかなかたどり着かないということがありまして、自己破産だったか、ホームページの検索のところ「自己破産」と入れても、たくさん出てきて、リーフレットがすぐに出てきませんでした。一番簡単なリーフレットが出てこないというところがあって、私のように全く法律の知識もない人間が、例えば自己破産してしまったと、何かよく分からないけど、裁判所に行ったら助けてくれるのかなというぐらいのレベルの人が岡山地裁のホームページを見にきて、

そういうことになってくると時間がかかって、多分途中で見るのをやめると思
いますね、きっと。

これは前回の議事録を拝見しても、多分議論になったことだと思うので、今
さら言うのもというところですが、非常に必要にして十分なリーフレット、例
えば「初めて簡易裁判所を利用される方のために」などは、岡山地裁のトップ
ページから二つぐらい押していくとたどり着くんだったと思いますが、こうい
う一番簡単な見出しが、今は岡山のトップを見にいくと建物の全景の写真の横
が空白になっていたと思うのですが、あそこにこれを並べておいたらいいんじ
ゃないかというのが率直な意見でして、本当に困った人が、ぱっと見たときに、
ぱっと分かりやすいように、情報が一番見やすいところにばしっとぶら下がっ
ているというのは、今日の趣旨とは全然関係ない話なんです、私のような素
人からはいいのではないかなと思いました。それが、リーフレットを拝見して
の私の印象です。

【委員長】

関係機関の連携を図るためには、やはりそれぞれの関係機関のホームページ
が使いやすいということは必要不可欠な前提となると思いますので、前回の
テーマと関係しますが、サイトの見出し等をまた検討していただければと思
います。

法曹の立場からということで、L委員から何か御意見等がございますか。

【L委員】

今のお話に関連するのですが、例えば弁護士会や司法書士会、消費生活セン
ターや法テラスというところにアクセスして、そこから裁判所の方に飛んでい
けるとか、逆に裁判所の方から違うところに飛んでいけるとか、そういう双方
的にネットで飛べるというところがあれば、もっと役立つのかなと思いました。

【委員長】

先ほどの感想を載せる話もサイトの話ですので、やはりアクセス拡充とホー

ムページの利用のしやすさということが非常に重要なポイントになってくるか
と思います。システムの可能かどうかは別にしまして、そちらの方向で裁判
所及び他の機関には、これからより使いやすいホームページという形で、改善
をしていただくことが必要になるかと存じます。

【B委員】

資料の1ページの紛争類型の例で、それぞれの相談機関の方を書かれている
んですが、これはこういう分類をして、裁判所の窓口で担当者の方にこう答え
るとか、こう案内するとかいうのを具体的に何かされているのですか。たまた
ま作られただけなのか、こういう場合はこういうふうなところへ行くように指
導されているのですか。

【事務担当者】

これは、今回の委員会用に作ったものです。担当者の中には、この中の全て
についての手続相談を受けるような部署もあれば、この中の一部だけしか受け
ないという部署もありますので、それぞれの相談担当者は把握していることだ
ろうと思います。特にこの資料を日常的に使っているということではございま
せん。

【B委員】

こういう資料もいいのかなと思って拝見したんですが、この中に該当しない
ようなもの、例えば、刑事事件の被害者が相談に来た場合に、弁護士が適切か
どうか、検察庁とか、そういう対応も必要になるんじゃないかなと思うので、
そういうところも連携していく必要があるのではないかなと思いますし、労働
審判だと社会保険労務士さんとか、そういうようなものも分類すると、より適
切で親切な説明ができるのではないかと感じました。

それから、K委員が言われたQ&Aを作るということも非常にいいのかなと思
いました。裁判所では非常に難しいことかもしれませんが、分かりやすいQ&
Aを作るのも良い方法かなと思いますね。

【C委員】

B委員が言われたこととほとんど変わらないのですが、この資料を見ますと、民事上のトラブルが発生して、相談機関に相談して解決するもの、あるいはそこを介して裁判所に行くもの、それと、いきなり裁判所に行くものがあります。では、いきなり裁判所にも行けない、相談機関も分からない、その人たちはどこへ行くのだろうかというのが一つあるんです。そうすると、さっき言われた相談機関というのに、どういうものが入ってくるのかなということで、ここをずっと膨らませていくということになるかと思います。それとの関係で、行政がほとんど入ってきていない。我々に一番身近なのは行政なんですよね。市役所よりも、何とかセンターや公民館でいろんなものが処理できるようになっている。そういうところにリーフレットが果たして配られているのかなということを考えて、より広くそういったことを知らせるという意味では、相談機関に入るかどうかは別として、どの段階でどういう人たちに向けて発信するのかということは考えた方がいいのかなという気がしています。

【委員長】

リーフレットの配布先はどのような状況でしょうか。

【事務担当者】

今言われた公民館といったところには送っていませんが、地方自治体には送っております。

例えば、「初めて簡易裁判所を利用される方のために」というリーフレットは、年間で、岡山県に100部、岡山市に100部、倉敷市に100部、津山市に50部、新見市に20部、その他23の市町村に10部ずつ、それから岡山県警にも、各警察署の分を含んだものを送っています。法務局にも送っています。

【A委員】

今回、調停制度90周年記念行事ということで、模擬調停をされるというこ

とが地元の新聞にも掲載されていきました。こういった形で裁判所が市民のために行事をやりますよということであれば、事前にメール等で、こういったリーフレットを添付して送っていただいたら、それを消費生活相談ルートで全市町村に、裁判所からこういった周知の要請がありましたので、周知させていただきますという形での協力もさせていただけるということを提案したいと思えます。

また、企業の方で、仮にそういった協力ができるようなルートがあれば、市民のためになることであれば、是非協力をしていただけたらなとも思います。そういった本当の意味でのいい連携ができればいいなと思います。

【委員長】

それでは、時間もなくなってまいりましたので、本日のテーマにつきましての意見交換はこれで終了ということにさせていただきます。

(別紙第4)

《次回テーマに関する意見交換》

【委員長】

次回のテーマについて、何か御提案等がある方は遠慮なく提案してください。

【D委員】

まず一つ考えていますのは、前回の会で、裁判傍聴がなかなか困難であるというか、そのルートが見えにくいという話がありましたので、一度、受付のところにとどのようなものが置いてあるかとか、そういったものを見ていただくことから始まって、現実には裁判傍聴をしていただいた上で、何か気付かれた点について御意見を伺うといったことを考えています。

それから、アクセス関係の続きでは、民事事件について、受付の受付や受付部署等を現実に見ていただいて、更にその在り方等について御意見を伺うというのはどうかなというようなことも考えています。

【委員長】

裁判傍聴というテーマと、民事事件の受付手続という、二つのテーマを御提案いただきました。裁判傍聴は、確かに前回、実際に裁判傍聴といってもなかなかしにくいということがございました。それを実際に体験した上で意見交換するということは、非常に有意義なテーマかと思います。

また、民事手続の受付につきましても、窓口相談から始まりまして、これもアクセス拡充というテーマにつながる重要なテーマだと思います。

それ以外のテーマもあるかと思いますが、大きく二つ御提案いただきましたが、何か御意見等がございますでしょうか。

【B委員】

民事事件について言われたんですね、今のは。

【D委員】

傍聴は刑事の方が分かりやすいのかなと思っていますが、それはまた皆様方

の御希望でということになろうと思います。

【B委員】

刑事事件はテレビ等でやられていまして、大体皆さんは民事事件もあのようなイメージで捉えられているようですが、実際に民事事件を見てみられると、さっぱり分からないということなんですよ。それでいいのかどうか、両方見られてもいいのかなと思ったんですが。

【委員長】

具体的な事件につきましては、日程等で適切な事件を傍聴することになるかと思えます。前回、意見が多かった裁判傍聴に力点を置いたテーマということでいかがでしょうか。

〔一同了承〕

【委員長】

では、次回のテーマとしましては、事件はまだ確定はしておりませんが、一応、裁判傍聴を含める議論ということにさせていただきます。

【B委員】

具体的にはどうされるんですか。事前に傍聴するのか、当日傍聴するのかは、どうですか。

【D委員】

何度も来ていただくのも恐縮でございますので、当日、まず受付のところと、こういった事件があるのかを見ていただいて、傍聴していただき、その後で御意見を伺うということを考えています。

【B委員】

そうすると、2時間では足りないと思うので、少し時間を延ばすとか、それはどうでしょうか。私は、その日1回でやるのであれば、時間を延ばしてもいいと思っています。

【委員長】

日程の調整にもかかわる話になってまいりますので、それは後で、日程を決定してからでいかがでしょうか。

【D委員】

皆さんそれぞれお忙しくて、大体1回2時間ぐらいでお考えいただいていると思います。見ていただいて、意見交換が終わらず、もう少し話したいということなら、次回にその続きをやってもよろしいかと思います。皆さんの御都合を考えると、2時間程度で区切る方がいいのかなと個人的には思っております。

【委員長】

それでは、継続の可能性ありということで、予定どおり一応2時間を想定して、テーマとしては裁判傍聴ということで行うこととします。

【B委員】

刑事事件だけでなく、是非民事事件も見ていただきたい。短時間では無理ですが、例えば午前10時や午後1時で、10時だと、多いときには10件ぐらい同時に入っているわけですよ。その現実をやっぱり知っていただきたい。私も、依頼者が何のために来たのか分からなかったということもあるので、それを分かりやすく説明する必要もあるのではないかなと思います。だから、刑事事件だけじゃなくて、民事事件の現実を知っておく必要があるのかなと思っ
ていて、その辺も考えていただきたいと思っています。

【委員長】

事件につきましては、調整をしていただくということでお願いします。

【事務担当者】

次回、刑事事件は少なくとも見ていただくとした場合に、裁判員裁判を見ていただくのがいいかなと考えています。

【L委員】

短時間で裁判員裁判の一部分を見られたとしても、余り分からないのではな

いかなと思います。例えば、覚せい剤の自己使用とか、そういう40分ぐらいの1回審理で、起訴状の朗読から最後の被告人質問まで全部1回でやってしまうような事件の方が理解しやすいのではないかという意見です。

【D委員】

まだどういう事件が期日指定されるのかということが、全く分かっておりませんので、指定状況を見て、適切な事件を選ばせていただくということになるかと思います。